

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	京都第一赤十字看護専門学校
設置者名	日本赤十字社

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	看護学科・3年課程	夜・通信	10単位	10単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

公表ホームページアドレス： <a href="https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9370.pdf">https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9370.pdf</a>
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)
なし

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	京都第一赤十字看護専門学校
設置者名	日本赤十字社

### 1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>適正かつ円滑な学校運営を図るため、学則に基づき学校運営会議に関する規定を設け、学校運営会議を設置している。</p> <p>当該会議は、学校運営会議規定により、学校運営に関する重要な事項である下記の(1)から(9)について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学則等諸規程の制定改廃に関する事項</li> <li>(2) 教育方針及び教育計画に関する事項</li> <li>(3) 学校の予算の編成及び執行に関する事項</li> <li>(4) 学校の人事に関する事項</li> <li>(5) 学生の募集及び入学に関する事項</li> <li>(6) 学生の身分に関する事項</li> <li>(7) 学生の就職に関する事項</li> <li>(8) 学校の施設の整備に関する事項</li> <li>(9) その他学校運営に関する事項</li> </ul> <p>本会議で決定した運営方針に基づき、年度の目標成果の評価をし、次年度のアクションプラン作成に役立てる。</p> <p>また、会議で出された外部人材の多様な意見等は、学校運営の更なる改善に反映させ、教育水準の向上に活用する。</p>

### 2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
事務局長	2026.4.1～ 2027.3.31	京都府支部職員
看護副部長	2026.4.1～ 2027.3.31	設置病院職員
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	京都第一赤十字看護専門学校
設置者名	日本赤十字社

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業計画(シラバス)の作成過程 日本赤十字社看護専門学校学則準則第25条に定める授業科目を履修するよう各科目担当講師にシラバスの作成を毎年1月頃依頼 院外講師:メールおよび文書送付 院内講師:メール 変更箇所を確認の上、修正 教職員で回覧後 教務主任が確認</li> <li>・授業計画の作成・公表時期 本校にて必要部数(230部)印刷 学生配布時期:在校生4月始業日 新入生 入学後オリエンテーション時 公表時期:4月始業日</li> </ul>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>一部ホームページ: <a href="https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9371.pdf">https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9371.pdf</a> 冊子を本校図書室にて閲覧</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>京都第一赤十字看護専門学校学則準則第25条に定める授業科目を履修した学生に対し、試験により単位(第27条単位の認定)を与える。</p> <p>授業科目について所定の出席時間数(講義等:授業時間数の3分の2以上、実習:実習時間数の3分の2以上)に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。</p> <p>成績の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。 傷病その他やむを得ない理由により試験を欠席した学生に対しては、欠席事由を証明できる書類(診断書等)の提出により追試験または追実習を行う。 成績が60点未満の学生に対しては、1回を限度として再試験または再実習を行う。 再試験または再実習の成績は60点を超えても60点として取り扱う。</p> <p>入学時オリエンテーションにて学生に配布する「講義概要(シラバス)」「学習の手引き」に記載された単位認定の評価方法・基準に沿って厳格かつ適正に学習成果の評価を行う。 教育会議において単位認定の承認を得て、成績認定としている。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>※評価基準：A (100～80点以上) B (80点未満、70点以上) C (70点未満、60点以上) D (60点未満) C評価 (60点) 以上を合格とする。</p> <p>学年ごと (年度末) 個人の学科成績の平均点を算出し、学科成績順位を出す。</p> <p>教育会議にて単位取得の認定について審議する。 承認後、単位認定通知 (履修科目の成績&lt;A～D&gt;、取得単位数、クラス内成績順位) を保証人 (父母等) に書面にて通知する。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページアドレス： <a href="https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9372.pdf">https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9372.pdf</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>京都第一赤十字看護専門学校学則第29条 (卒業) による。</p> <p>学校長は、本校に3年以上在学し、第25条に定める授業科目を履修し、103単位を修得した者について卒業を認定する。 学校長は、書式第1号により、卒業証書を授与する。 前項の卒業証書を授与された者には、学校長は、書式第2号により、専門士 (医療専門課程看護学科) の称号を授与する。 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めない。</p> <p>教育会議にて卒業認定を審議する。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>ホームページアドレス： <a href="https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/7163.pdf">https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/7163.pdf</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	京都第一赤十字看護専門学校
設置者名	日本赤十字社

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	日本赤十字社本社 HP: <a href="http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/">http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/</a>
収支計算書又は損益計算書	日本赤十字社本社 HP: <a href="http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/">http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/</a>
財産目録	日本赤十字社本社 HP: <a href="http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/">http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/</a>
事業報告書	日本赤十字社本社 HP: <a href="http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/">http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/</a>
監事による監査報告（書）	日本赤十字社本社 HP: <a href="http://www.jrc.or.jp/about/kansa/report/">http://www.jrc.or.jp/about/kansa/report/</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療関係		専門課程	看護学科・3年課程	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼	103 単位	80 単位		23 単位			
			103 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120 人		128 人	0 人	11 人	133 人	144 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要） 講義、演習、グループワーク、実習、施設見学・研修等により日本赤十字社看護専門学校学則準則第25条に定める授業科目を履修するよう授業計画をたてる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業計画（シラバス）の作成過程 日本赤十字社看護専門学校学則準則第25条に定める授業科目を履修するよう各科目担当講師にシラバスの作成を依頼 院外講師：メールおよび文書送付 院内講師：メール 変更箇所を確認の上、修正 教職員で回覧後 教務主任が確認</li> <li>・授業計画の作成・公表時期 本校にて必要部数（230部）印刷 学生配布時期：在校生4月始業日 新入生 入学後オリエンテーション時 公表時期：4月始業日</li> </ul>

<p><b>成績評価の基準・方法</b></p> <p>(概要)          成績評価は100点を満点とし、60点以上を合格とする。          評価基準：A(100～80点以上) B(80点未満、70点以上) C(70点未満、60点以上)          D(60点未満)          方法：筆記試験、レポート等課題提出、授業態度、授業・演習・グループワークの参加度。シラバスの各授業科目に提示する。          学年ごと(年度末)個人の学科成績の平均点を算出し、学科成績順位を出す。          教育会議にて単位取得の認定について審議する。          承認後、単位認定通知(履修科目の成績&lt;A～D&gt;、取得単位数、クラス内成績順位)を保証人(父母等)に書面にて通知する。</p>
<p><b>卒業・進級の認定基準</b></p> <p>(概要)          授業科目履修規程(第25条)に定める授業科目を履修し、修得すべき単位を取得する。          欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は卒業を認めない。</p>
<p><b>学修支援等</b></p> <p>(概要)          入学時の新入生オリエンテーション。          チューター制による個別支援、3年次国家試験対策として補講を実施。看護技術習得のための補講を適時実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
36人 (100%)	5人 (13.9%)	30人 (83.3%)	1人 (2.8%)
(主な就職、業界等) 医療介護福祉施設等			
(就職指導内容) インターンシップの奨励。業者による履歴書対策講座、面接対策講座の講習。 厚生労働省委託事業「労働問題、労働条件に関する啓発」の授業。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家資格取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
125人	2人	1.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更、対人関係等		
(中退防止・中退者支援のための取組) チューター制による学習および生活両面の指導と支援。 本院公認心理師によるメンタルヘルス相談室の活用。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000 円	300,000 円	150,000 円	施設整備費 (年間) 150,000 円
看護学科	円	円	30,000 円	休学中の在籍料 (年間) 30,000 円
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
ホームページアドレス： <a href="https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9369.pdf">https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9369.pdf</a>		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>「日本赤十字社看護専門学校における学校評価ガイドライン」に基づき、保護者、地域住民等の学校関係者、支部事務局長などにより構成された評価委員会 (学校運営会議) 等が、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価【11 領域&lt;教育理念・教育目的・教育目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援(就職等進路指導含む)、教育環境、学生の募集と受け入れ、財務、法令等の遵守、社会貢献・地域貢献、国際交流&gt;38 中項目、63 小項目、252 指標からなる】の結果について評価することを基本として行う。</p> <p>学校職員全員による第一次評価、一次評価に基づく学校運営会議 (年度末) による最終評価の二段階方式で行い、課題の明確化と次年度の教育活動及び運営方針に反映し、改善に取り組んでいる。</p>		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
日本赤十字社 京都府支部	2025. 4. 1～2026. 3. 31	事務局長
	2025. 4. 1～2026. 3. 31	学生保護者
実習施設病院	2025. 4. 1～2026. 3. 31	看護管理者
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
ホームページアドレス： <a href="https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9369.pdf">https://www.kyoto1.jrc.or.jp/file/attachment/9369.pdf</a>		
(備考)		
第三者評価未実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス： <a href="https://www.kyoto1.jrc.or.jp/school">https://www.kyoto1.jrc.or.jp/school</a>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H126310000014
学校名 (〇〇大学 等)	京都第一赤十字看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	日本赤十字社

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		39 人（ 23 ）人	36 人（ 19 ）人	40 人（ 23 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	12 人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 一人）	（ 0 人）	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
区分外（多子世帯）		18 人	11 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（ 0 ）人
合計（年間）				40 人（ 23 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	— 人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	— 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。